

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（ゲノム医療実施体制の構築等、ゲノム医療の実現に不可欠な具体的課題の解決のための試行的・実証的な臨床研究）」に係る仕様書

1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（ゲノム医療実施体制の構築等、ゲノム医療の実現に不可欠な具体的課題の解決のための試行的・実証的な臨床研究）」

2. 研究の目的・内容等

ゲノム医療実現に向けた研究基盤の整備や医療提供体制の構築を図るため、ゲノム解析で得た個人の遺伝情報について、返却を前提としたインフォームド・コンセント及び結果開示方法等、ゲノム医療実現に不可欠な具体的課題の解決に向けた臨床研究を実施するとともに、これに関わる医療従事者の教育プログラムを確立するための研究を推進する。

なお、本研究事業は、健康・医療戦略（平成25年6月14日関係閣僚申合せ）に基づく「各省連携プロジェクト」の1つに位置づけられている「疾病克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト」として、「オーダーメイド医療実現プログラム」（文部科学省）や「ナショナルセンターバイオバンク事業」（厚生労働省）などとの有機的連携のもと、一体的に推進するものであるため、応募に際しては留意すること。

3. 予算額

1課題あたり上限150,000千円

4. 実施期間

契約日から平成27年3月31日（火）までとする。

5. 成果物

研究報告書10部（A4版）

6. 納入期限

平成27年3月31日

7. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医政局国立病院課

8. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

（ア）研究の厚生労働科学分野における発展性

- (イ) 研究の独創性・新規性
- (ウ) 研究計画の実現性・効率性
- (エ) 研究者の資質、施設の能力
- イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）
- ウ 効率的・効果的な運営確保の観点
- エ 総合的観点

9. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

10. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

- ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。
- イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。
- ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。
- エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1／2未満。
- オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

11. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省医政局国立病院課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省医政局国立病院課と協議の上、決定する。